

# 健康福祉局

## 生活福祉部

地 域 福 祉	……	141
生 活 保 護	……	143
国 民 健 康 保 險	……	144
後 期 高 齡 者 医 療 制 度	……	148
国 民 年 金	……	150

# 地 域 福 祉

## 1 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方々などが地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、助言相談等の支援活動を行っている。

各地区委員定数 [合計 933 名]

(令和4年4月1日現在)

協 議 会	委 員 定 数 (名)			協 議 会	委 員 定 数 (名)		
	地域担当	主任児童委員	計		地域担当	主任児童委員	計
橋 本	79	3	82	光 が 丘	38	2	40
大 沢	32	2	34	大 野 北	61	3	64
城 山	41	3	44	田 名	28	2	30
津 久 井	52	3	55	上 溝	32	2	34
相 模 湖	26	2	28	大 野 中	70	3	73
藤 野	28	2	30	大 野 南	80	4	84
小 山	24	2	26	麻 溝	17	2	19
清 新	32	2	34	新 磯	13	2	15
横 山	18	2	20	相 模 台	55	3	58
中 央	46	3	49	相 武 台	27	2	29
星 が 丘	24	2	26	東 林	56	3	59
				合 計	879	54	933

## 2 戦争犠牲者等の援護等

### (1) 相模原市慰霊塔

昭和 18 年に、地元並びに近郷住民協力のうちに、軍により「相模忠霊塔」が建立された。その後、終戦を迎えたが、忠霊塔の護持活動は間断なく続けられ、昭和 24 年 5 月、国から土地、施設の一切が当時の相模原町に譲渡された。そして昭和 27 年 7 月に条例をもって「相模原町慰霊塔」として設置した。それからは毎年秋に相模原市が合同慰霊祭を執り行い、市民あげて尊崇の誠を捧げ平和への願いを新たにしている。

- ・所在地：南区東大沼 1 丁目 17 番 1 号
- ・面 積：慰霊塔境内敷地 16,297 m<sup>2</sup> 慰霊塔参道敷地 8,259 m<sup>2</sup>(延長 383.1m、幅員 18m)
- ・合祀柱数：2,194 柱(R4.3.31 現在)

### (2) 戦没者合同慰霊祭

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (3) 原爆被災者への慰問金の支給

被爆者健康手帳の交付を受けている者に対して、夏期及び年末の慰問金を支給している。令和 3 年度は夏期 213 件、年末 205 件支給 (支給額合計 2,705,000 円)。

### (4) 中国残留邦人等に対する支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援を行った。令和 3 年度の支援状況

- ア 市内在住の中国残留邦人とその配偶者 (34 世帯・49 人) に対して、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の給付金を支給 (支給額合計 76,676,601 円)
- イ 医療機関受診時等の自立支援通訳者の派遣 (派遣回数 29 回)
- ウ 看護師及び支援・相談員による巡回健康相談を実施 (訪問世帯 27 世帯)
- エ 日本語学習教室等への参加に伴う交通費・教材費を支給 (支給額 433,900 円)

### 3 災害時要援護者支援

#### (1) 災害時要援護者避難支援ガイドライン

台風や地震等の大規模災害時に地域の支援組織（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）が、各地域において地域の実情に応じた災害時要援護者に対する避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただくため、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を平成24年9月に策定した。

#### (2) 災害時要援護者避難支援事業

市が保有する介護が必要な方や障害のある方などの所在情報を、本人の同意を得た上で地域の支援組織に提供することにより、支援組織がこの情報をもとに近隣にお住まいの方を避難支援者として選任するなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする「災害時要援護者避難支援事業」を推進している。

・協定を締結し活動している支援組織数 令和3年度末 37団体

### 4 災害援護

#### (1) 小災害見舞金

「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災・風水害等に被災した市民に対し、見舞金を贈呈するもの。

##### 見舞金の額

区 分	見 舞 金	
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯	2万円
	2人以上の世帯	5万円
〃 半焼、半壊	1人世帯	1万円
	2人以上の世帯	2万円
〃 床上浸水	1人世帯	5千円
	2人以上の世帯	2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	死亡	10万円
	重傷	3万円

##### 見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	火 災				風 水 害					合 計
	全焼	半焼	死亡	重傷	全壊・流出	半壊	床上浸水	死亡	重傷	
R元	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
R2	8	1	0	2	0	0	0	0	0	11
R3	9	2	0	0	0	0	1	0	0	12

#### (2) 風水害り災者住宅改良資金利子補給

風水害により損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けた者に利子の一部を補給するもの。令和3年度は実績なし。

#### (3) 大規模災害見舞金

大規模災害により被災した市町村に対して、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに被災者を激励するもの。令和3年度は実績なし。

##### 贈呈実績 (参考)

平成28年熊本地震	熊本県	100万円
	熊本市	100万円
平成30年7月豪雨災害	岡山県	100万円
	広島県	100万円
	愛媛県	100万円
	岡山市	50万円
	広島市	50万円

平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道	50 万円
	札幌市	50 万円

#### (4) 災害弔慰金・災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例を昭和 49 年 10 月 9 日に制定

##### ア 災害弔慰金

住家が 5 世帯以上滅失する等の自然災害で市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を支給するもの。生計維持者 500 万円、その他の者 250 万円 令和 3 年度実績なし。

##### イ 災害障害見舞金

自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給するもの。生計維持者 250 万円、その他の者 125 万円 令和 3 年度実績なし。

##### ウ 災害援護資金貸付け

自然災害により被害を受けた世帯に対し、350 万円を限度に被害状況に応じて貸し付けるもの。令和 3 年度実績なし。

**【生活福祉課】**

# 生 活 保 護

## 1 福祉事務所

社会福祉法第 14 条第 1 項の規定に基づき設置及び所掌事務が定められており、地域住民の利便性向上ときめ細かい福祉行政を行うため、次の 3 つの福祉事務所を設置している。

	緑福祉事務所 〔緑区合同庁舎内他〕 (緑生活支援課、緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、緑子育て支援センター)	中央福祉事務所 〔あじさい会館内他〕 (中央生活支援課、中央高齢・障害者相談課、中央子育て支援センター)	南福祉事務所 〔南保健福祉センター内〕 (南生活支援課、南高齢・障害者相談課、南子育て支援センター)
所管区域	緑区の区域	中央区の区域	南区の区域
設置年月	平成 22 年 4 月	昭和 29 年 11 月	昭和 52 年 7 月
所掌事務	「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「老人福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」並びに「児童福祉法」に定める援護、育成又は更生、その他の社会福祉に関する事務		

## 2 生活保護制度と自立支援の取組

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき国が直接その責任において、生活に困窮するすべての国民に対し最低限度の生活を保障するとともに、自力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう支援することを目的としている。この最低限度の生活は、健康で文化的な生活を維持できるものでなければならないとされ、厚生労働大臣が保護基準を定めている。近年では生活保護基準の改正が平成 30 年 10 月、令和元年 10 月、令和 2 年 10 月の 3 回に分けて段階的に実施され、標準的な 3 人世帯(男 33 歳、女 29 歳、子 4 歳)の生活扶助基準額は令和 2 年 10 月以降 152,120 円となっている。

生活保護制度利用者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い平成 27 年 3 月に「生活保護・生活困窮者の自立支援に関する取組方針」を策定し、制度利用者が抱える様々な課題の解消に向け、生活困窮者の自立支援制度との一体的な実施による、個々の状況に合ったきめ細かな支援策を推進している。

令和3年度も、日常生活や健康管理等への支援のほか、ボランティア活動や就労体験等の提供を通じた社会生活や日常生活能力の向上などを含めて就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども(中学生)・若者への学習支援・学びなおし、社会性や他者との関係を育むための支援等を全区で実施した。

### 3 生活保護の状況 (令和3年度 月平均)

被保護世帯数	10,829世帯	住宅扶助人員	12,697人
被保護実人員	13,977人	教育扶助人員	872人
保護率	1.93%	介護扶助人員	2,450人
生活扶助人員	12,379人	医療扶助人員	12,358人

### 4 保護費の内訳 (令和3年度 決算額) (単位:千円)

保護費総額	22,867,641	介護扶助	653,925
生活扶助	7,440,484	医療扶助	9,747,388
住宅扶助	4,727,366	その他の扶助	155,967
教育扶助	88,834	施設事務費	53,677

### 5 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い各区に設置した自立支援相談窓口において、生活保護に至る前の自立支援策の推進を図るため、相談者が抱える個々の状況に応じた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら住居確保給付金の支給、一時生活支援、就労準備支援・家計改善支援、就労訓練等の支援メニューにより自立を支援した。

【生活福祉課】

## 国民健康保険

### 1 国民健康保険の概要

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施する我が国の医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。しかしながら、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことなど構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況にある。

こうした問題を解決するため、国においては平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことにより(都道府県単位化)、国民健康保険制度の安定化を図る措置が講じられている。

各市町村においては、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行っている。

## 2 決算額の推移と被保険者加入状況

### (1) 決算額の推移

(各年度末現在 単位：千円)

年度	決算額		差引残高	一般会計からの 法定外の繰入額	税率等の 改定の有無
	歳入	歳出			
令和元年度	72,823,366	70,188,797	2,634,569	1,789,086	無
令和2年度	68,504,031	65,842,524	2,661,507	708,424	無
令和3年度	68,741,464	68,375,253	366,211	823,245	無

### (2) 被保険者加入状況

年度	被保険者数(人)	加入率(%)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
令和元年度	157,523	21.8	103,402	31.6
令和2年度	153,235	21.2	101,924	30.7
令和3年度	150,109	20.7	100,933	30.0

※加入率=被保険者数÷人口、加入世帯数÷世帯数 (被保険者数・加入世帯数は年度平均)

## 3 保険税率及び課税限度額(令和3年度)

### (1) 医療分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の5.65
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 24,500円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 17,600円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	63万円

### (2) 支援金分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の2.10
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 9,500円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 6,000円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	19万円

### (3) 介護分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の1.70
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 9,000円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 5,400円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	17万円

## 4 保険税の調定額及び収納率の推移(現年度分)

(各年度末現在)

年度	区分	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)	
				合計	平均
令和元年度	医療分	10,408,474,623	9,488,524,555	91.16	合計 90.92
	支援金分	3,824,821,568	3,483,867,274	91.09	
	介護分	1,266,583,209	1,119,691,402	88.40	
令和2年度	医療分	10,112,236,059	9,335,008,533	92.31	合計 92.11
	支援金分	3,705,853,420	3,418,335,147	92.24	
	介護分	1,215,731,221	1,093,685,097	89.96	

令和3年度	医療分	9,869,597,311	9,177,209,780	92.98	合計	92.80
	支援金分	3,618,840,566	3,362,872,592	92.93		
	介護分	1,186,786,123	1,077,989,884	90.83		

## 5 国民健康保険事業費納付金

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・標準化等を推進し、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされた。都道府県は保険給付に必要な費用を全額負担し、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとなった。

(各年度末現在 単位：円)

区分 年度	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
令和元年度	14,962,835,971	4,776,755,447	1,894,896,693	21,634,488,111
令和2年度	13,233,646,429	4,735,057,203	1,775,768,392	19,744,472,024
令和3年度	13,047,974,940	4,853,486,694	1,965,135,194	19,866,596,828

## 6 給付の状況

### (1) 療養給付(療養給付費)の状況 (各年度末現在)

区分 年度	給付額(円)	1人当たり 給付額(円)
令和元年度	40,251,058,674	255,525
令和2年度	38,082,351,307	248,523
令和3年度	40,188,808,569	267,731

※1人当たり給付額＝給付額÷年度平均被保険者数

### (2) 高額療養費支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	支給額(円)
令和元年度	5,719,945,533
令和2年度	5,631,916,369
令和3年度	5,883,246,799

※高額介護合算療養費分含む。

### (3) 出産育児一時金の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
令和元年度	517	213,751,494
令和2年度	489	212,314,596
令和3年度	433	180,700,865

※出産育児一時金支給額＝1件 420,000円

### (4) 葬祭費の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
令和元年度	938	46,900,000
令和2年度	956	47,800,000
令和3年度	938	46,900,000

※葬祭費支給額＝1件 50,000円

## 7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

### (1) 特定健康診査・特定保健指導事業

#### ア 特定健康診査

自覚症状の無い段階から生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(速報値)
対象者数	105,093	104,310	101,897
受診者数	28,036	22,730	24,371

※自己負担額＝1,000円

※令和3年度については、速報値を記載(5月末現在)

## イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる者に対し、特定保健指導を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数	対象者数	初回面接実施者数
動機付け支援	2,515	492	2,052	380	2,625	501
積極的支援	720	48	588	33	816	67
合計	3,235	540	2,640	413	3,441	568

※自己負担額＝無料

※令和3年度については、速報値を記載

### (2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成している。

#### 人間ドック

(各年度末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数(人)	4,068	3,111	3,342
助成額(円)	89,496,000	68,442,000	73,524,000

※助成金額＝22,000円

#### 脳ドック

(各年度末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数(人)	1,333	884	1,167
助成額(円)	13,330,000	8,840,000	11,670,000

※助成金額＝10,000円

### (3) 健康診査

病気予防・早期発見のため、健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数(人)	298	351	421
助成額(円)	4,719,633	5,599,623	6,574,851

※自己負担額＝1,000円

### (4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数(人)	21	23	30
助成額(円)	123,799	137,011	178,710

※自己負担額＝500円

## 8 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

被保険者の自己負担額の節減と医療費の適正化に向け、自己負担額が一定額以上節減できる可能性がある者などに、ジェネリック医薬品の利用を促す周知はがきを発送している。

(各年度末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発送件数(件)	12,813	13,000	13,021

【保険企画課・国保年金課…1～3、5～8】

【納税課・国保年金課…4】

# 後期高齢者医療制度

## 1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から開始された75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度であり、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代を通じた負担が明確で公平な制度として創設された。

保険者は都道府県ごとに設置された特別地方公共団体の後期高齢者医療広域連合で、市町村と連携しながら制度を運営しており、後期高齢者医療広域連合が被保険者証の発行、保険料の決定（賦課）、医療費の支払い（給付）を行い、市では被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請・届出の受付や各種相談などの窓口業務を行っている。

## 2 決算額の推移と被保険者加入状況

### (1) 決算額の推移 (各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決算額		差引残高
	歳入	歳出	
令和元年度	8,741,297	8,526,399	214,898
令和2年度	9,557,684	9,324,428	233,256
令和3年度	9,759,974	9,512,842	247,132

### (2) 被保険者加入状況

区分 年度	被保険者数(人)	加入率(%)
令和元年度	87,904	12.2
令和2年度	90,710	12.5
令和3年度	92,812	12.8

※加入率＝被保険者数÷人口（被保険者数は年度平均）

## 3 保険料の算定及び軽減（令和3年度）

### (1) 保険料の算定

保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と被保険者の前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した額になる。

年間保険料＝均等割額＋所得割額（＝賦課の基となる所得金額×所得割率）

令和2年度・令和3年度の保険料率

均等割額	43,800円
所得割率	8.74%
限度額（年額）	64万円

※保険料率は、後期高齢者医療広域連合が2年単位で算定するもので、次回の改定は、令和4年度に行われる。

### (2) 所得に応じた保険料の軽減

同じ世帯の被保険者すべてと世帯主の前年の総所得金額等を合計した額が、下の表の基準以下となる場合は均等割額が軽減される。なお、下の表における給与・年金所得者等とは、給与所得若しくは年金所得がある者、又は給与所得及び年金所得の両方の所得がある者を指している。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
●43万円+10万円×（給与・年金所得者等の数－1）以下	7割	30,660円	13,140円

●43万円+28.5万円×被保険者数+10万円× (給与・年金所得者等の数-1) 以下	5割	21,900円	21,900円
●43万円+52万円×被保険者数+10万円× (給与・年金所得者等の数-1) 以下	2割	8,760円	35,040円

※軽減判定の基準日は、毎年4月1日。年度の途中で75歳の誕生日を迎えたり、転入した場合は、資格取得日が基準日となる。所得の申告がなされていない場合は、基準に該当するか不明のため、軽減措置が適用されない。

#### 4 保険料の調定額及び収納率の推移（現年度分）

(各年度末現在)

区分 年度	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)
令和元年度	7,256,304,610	7,202,841,780	99.26
令和2年度	7,911,064,450	7,865,299,324	99.42
令和3年度	8,069,583,080	8,026,155,700	99.46

#### 5 後期高齢者医療広域連合負担金

市が収納した保険料は、保険料納付金として後期高齢者医療広域連合に納付され、医療給付等の原資となる。また、保険料の均等割軽減分についても、制度の恒久的な維持のため基盤安定拠出金として後期高齢者医療広域連合に納付される。

(各年度末現在 単位：円)

区分 年度	保険料納付金	基盤安定拠出金
令和元年度	7,245,947,970	1,090,221,747
令和2年度	7,902,740,636	1,207,952,170
令和3年度	8,069,903,279	1,248,032,455

※基盤安定拠出金

低所得者及び被用者保険の被扶養者について軽減した保険料について、県と市で負担しており、県の負担割合が3/4、市の負担割合が1/4となっている。

#### 6 医療給付の状況

医療給付の費用については、市が負担する定率市町村負担金（負担率：約1/12）によって賄われている。

(各年度末現在 単位：円)

年度	定率市町村負担金
令和元年度	5,154,361,762
令和2年度	5,410,387,455
令和3年度	5,277,975,166

#### 7 後期高齢者健康診査

病気の予防・早期発見のため、協力医療機関において健康診査を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者数	86,162	89,785	91,618
受診者数	23,391	20,191	22,404

※自己負担額＝無料

※被保険者数は各年度4月1日現在

【保険企画課】【国保年金課】

# 国民年金

## 1 国民年金の概要

国民年金制度の目的は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することと国民年金法（昭和34年法律第141号）に定められている。

これまで、昭和61年に全国民共通の年金制度「基礎年金制度」が導入された後、平成3年に学生（20歳以上）の強制加入、平成18年に多段階（4段階）免除制度の導入、平成29年に老齢年金に係る受給資格期間の25年以上から10年以上への短縮、平成30年にマイナンバー（個人番号）による各種届出の開始、平成31年に第1号被保険者の産前産後免除制度及び年金生活者支援給付金制度の開始等、社会情勢に合わせて法改正が行われ現在に至っている。

現在市町村においては、法定受託事務として、第1号被保険者の届書の受理、第1号被保険者加入期間のみ有する者の基礎年金裁定請求書の受理のほか、協力連携事務として国民年金に係る口座振替の促進や広報等を実施している。

### （1）被保険者

ア 必ず加入する者

- ・第1号被保険者 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、自由業者、無職、学生、会社員などの配偶者に扶養されていない者
- ・第2号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している者
- ・第3号被保険者 原則65歳未満の厚生年金保険及び各種共済組合に加入している者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（ただし、年収130万円未満及び厚生年金保険加入要件に当てはまらない者）

イ 希望で加入する人

（主なもの）

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者で老齢基礎年金の満額に満たない者
- ・海外に在住の20歳以上65歳未満の日本人
- ・（特例）日本国内に住所がある又は日本国籍を有し海外に居住する昭和40年4月1日以前に生まれた者で、65歳に達しても年金受給権が確保できない場合は、受給資格期間（原則10年（120月））を満たすまで加入が可能

**(2) 保険料**

(単位：円)

年度	定額保険料（1か月）	付加保険料（1か月）
令和2年度	16,540	400
令和3年度	16,610	400
令和4年度	16,590	400

**(3) 加入者状況**

(各年度末現在 単位：人)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1号被保険者数	強制	87,758	88,914	88,739
	任意	1,086	1,079	1,113
	計	88,844	89,993	89,852

**(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況**

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老齢年金	2,422	2,031	1,662
障害年金	106	98	92
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合計	2,529	2,130	1,755

**(5) 基礎年金(新法)受給権者状況**

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老齢基礎	172,266	175,197	177,147
障害基礎	10,670	11,001	11,388
遺族基礎	1,083	1,063	1,092
寡婦年金	42	45	43
合計	184,061	187,306	189,670

**2 老齢福祉年金****(1) 受給対象者**

国民年金制度が実施されたときに、保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治44年4月1日以前に生まれた者(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

**(2) 受給権者数**

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給権者数(人)	3	3	3

**【保険企画課】【国保年金課】**

